

新型コロナウイルス対策のための国内移動に関する規制強化
(新型コロナウイルス対策ユニットによる通達)

令和3年1月10日(総21第7号)

在デンパサール日本国総領事館

●インドネシア政府は、1月9日から25日までの国内移動に係る規制について、新たな通達を発出しました。

●ジャワ島やバリ島の空路移動には、PCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書の提示が求められます。同一都市圏における陰性証明書は不要(ただし抜き打ち検査あり)とされています。

●インドネシア国内における新型コロナウイルス感染拡大状況及びこれを受けたインドネシア政府による各種措置を踏まえ、在留邦人の皆様におかれても、不要不急の国内移動はなるべく控え、感染予防対策を徹底してください。

1. 1月9日、インドネシア政府新型コロナウイルス対策ユニットは、9日から25日までの国内移動に適用される新たな通達を発出しました。

2. 措置のポイントは以下のとおりです。

(1) 実施期間

1月9日から25日

(2) 順守すべき保健プロトコル

3層の布マスクまたは医療用マスクを着用して鼻と口を覆い、距離を保ち、密を生じさせないこと。移動中は、交通機関内では会話をせず、2時間未満の空路移動では飲食を行わないこと。

(3) 移動に際する要件

ア バリ島への移動

i 空路

出発前2×24時間以内のPCR検査または出発前1×24時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HACに入力する。

ii 陸路・海路

出発前3×24時間以内のPCR検査または迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HACに入力する。

※当館注：当該中央政府による通達内容と9日付け当館領事メールでお知らせした「バリ州における社会活動制限(州知事通達：一部変更)の通達の一部「陸路・海路の要件」に齟齬があるため、BPBDバリ事務所に確認したところ、「中央政府による発表内容が優先される」旨説明がありました。

イ ジャワ島からジャワ島外への移動、ジャワ島外からジャワ島への移動、ジャワ島内の移動(州・県・市の境を越える移動)

i 陸路（公共交通機関）

新型コロナウイルス対策ユニットにより抜き打ちの迅速抗原検査が実施される。e-HAC に入力する。

ii 陸路（私用車）

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または迅速抗原検査の実施が推奨される。e-HAC に入力する。

iii 空路

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または出発前 2×24 時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

iv 海路

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

v 鉄道

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または迅速抗原検査の陰性証明書を提示する。

ジャワ島においては、同一都市圏（wilayah aglomerasi perkotaan）内での公共交通機関ないし私用車による日常的な陸上移動、同一地域圏（wilayah aglomerasi）や島と島との間の船舶による日常的な移動には、PCR 検査または迅速抗原検査の結果証明書を提示する必要はない。ただし、必要に応じて、新型コロナウイルス対応ユニットによる抜き打ちの検査が実施される。

ウ 上記以外の地域の移動

i 陸路（公共交通機関）

新型コロナウイルス対策ユニットによる抜き打ちの迅速抗原検査が実施される。e-HAC に入力する。

ii 陸路（私用車）

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または迅速抗原検査の実施が推奨される。e-HAC に入力する。

iii 空路

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または出発前 2×24 時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

iv 海路

出発前 3×24 時間以内の PCR 検査または迅速抗原検査の陰性証明書を提示するとともに、e-HAC に入力する。

エ 12 歳未満の者には、PCR 検査または迅速抗原検査の受検義務はない。

オ 症状がある場合

PCR 検査または迅速抗体検査の結果が陰性でも、症状がある場合には移動を続けてはならず、PCR 検査を受検して結果が出るまで自主隔離することを義務付ける。

3. この通達では、バリ島への空路移動について、出発前 2×24 時間以内の PCR 検査または出発前 1×24 時間以内の迅速抗原検査の陰性証明書の提示が求められています。また、ジャワ島・バリ島以外の地域での移動に対する規制も規定されています。

4. 国外からのインドネシアへの渡航については、これまでの当館お知らせをご参照ください。

5. 邦人の皆様におかれては、引き続き、最新の関連情報の入手に努めて下さい。公共交通機関によっては、本通達と異なる運用を行っている場合がありますので、国内移動に際しては、実際の運用状況をご利用の公共交通機関にご確認ください。

6. インドネシア国内における新型コロナウイルス感染拡大状況及びこれを受けたインドネシア政府による各種措置を踏まえ、在留邦人の皆様におかれても、不要不急の国内移動はなるべく控え、感染予防対策を徹底してください。

(参考)

9 日付け領事メール「バリ州における社会活動制限（州知事通達：一部変更）

<https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100135490.pdf>